

豊島区新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針

令和4年4月1日 区長決定

1. 目的

感染症対策のうち重要な情報を記録した公文書については、豊島区公文書等の管理に関する条例、豊島区公文書管理規程及び豊島区重要公文書選別基準に基づき、区長に移管するものとされている。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書についても、現在及び将来の区民に対する説明責任を果たすため、また、将来の区の感染症対策の教訓として生かすため、区長へ確実に移管する必要があることから、次のとおり移管方針を定めるものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針

新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書のうち、現在及び将来の区民に対する説明責任を果たすもの並びに将来の区の感染症対策の教訓となるものを移管すべき公文書とする。具体的には以下のものを移管対象とする。

(1) 豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部（新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部を含む。以下、「本部」という。）の議事に関するもの

- ①議事の記録及び会議資料
- ②豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部報

(2) 本部等における報告・決定の経緯及び区が実施した新型コロナウイルス感染症対策に関するもの

- ①起案文書（経緯等を明らかにする公文書を含む）。ただし、個別の給付等に係るものを除く。
- ②本部以外の会議等に関するもの
 - ・実施機関の長に説明を行った際の説明資料及び議事の記録
 - ・実施機関の事業方針に係る重要な判断が行われた場合における当該会議等の議事の記録及び会議等の資料
- ③区の新型コロナウイルス感染症対策を区民に周知するために用いられた広報の記録等

(3) 上記（1）及び（2）に該当しない場合であっても、事案の性質に照らし、新型コロナウイルス感染症に対する公文書のうち現在及び将来の区民に対する説明責任を果たすもの、並びに区の感染症対策の教訓として移管することが適当であるもの